

## 新城市若者チャレンジ補助金交付審査要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新城市若者チャレンジ補助金交付要綱第9条第2項に基づき、新城市若者チャレンジ補助金に係る交付審査について必要な事項を定めるものとする。

### (審査の対象)

第2条 交付審査は、申請者より提出された「新城市若者チャレンジ補助金交付申請書」により行う。ただし、交付申請額が10万円を超える場合は、申請者にプレゼンテーションを行わせたいで行うものとする。

### (審査の業務)

第3条 交付審査は、新城市若者チャレンジ補助金審査委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

2 委員会は、前項により補助事業等を決定したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の審査結果を受け、適正と認める事業について補助金の交付決定を行うものとする。

### (審査の基準)

第4条 交付審査は、次に掲げる基準により行うものとする。ただし、交付申請額が10万円以下の場合、(5) プレゼンテーションを審査項目として含まないものとする。

#### (1) 主体性・創意工夫

ア 若者が自主的、主体性を実施する事業であるか。

イ 事業内容に創意工夫が見られるか。

#### (2) 発展性・波及効果

ア 活動の継続性や発展性はあるか。

イ 事業の実施により想定される効果が期待できるか。

#### (3) 社会貢献度（公益性）

ア 活動の成果が広く市民に還元される事業であるか。

イ 地域との交流が図られ、地域の活性化に結びつく事業か。

#### (4) 実現可能性

ア 事業計画・スケジュールが実現可能であるか。

イ 活動に見合った経費の見積となっているか。

#### (5) プレゼンテーション

ア 事業に対する思い・熱意が伝わったか

2 審査は、前項各号に掲げる評価項目をもとに各委員が別紙採点票により、次の5段階で評価を行う。

評価項目の内容を非常に高いレベルで満たしている。	5点
評価項目の内容を高いレベルで満たしている。	4点
評価項目の内容を満たしている。	3点
評価項目の内容にやや不十分な点がある。	2点
評価項目の内容を明らかに満たしていない。	1点

(交付事業の決定)

第5条 委員長は、審査終了後、前条第2項に掲げる採点票の合計得点が、満点の6割以上の場合は採択決定とする。ただし、満点の6割以上であっても半数以上の審査委員が半数以上の評価項目で1点及び2点とした場合は、採択事業としないこととする。

2 委員長は、審査事業に対して、委員会の協議により決定した意見を付することができる。

(事務の所管)

第6条 交付審査に関する事務は、若者政策に関することを所管する課が行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか交付審査に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 新城市若者チャレンジ補助金採択審査採点票

NO. \_\_\_\_\_

大項目	評価項目	評価	備考
主体性・創意工夫	若者が自主的、主体性に実施する事業であるか。	5・4・3・2・1	
	事業内容に創意工夫が見られるか。	5・4・3・2・1	
発展性・波及効果	活動の継続性や発展性はあるか。	5・4・3・2・1	
	事業の実施により想定される効果が期待できるか。	5・4・3・2・1	
社会貢献度 (公益性)	活動の成果が広く市民に還元される事業であるか。	5・4・3・2・1	
	地域との交流が図られ、地域の活性化に結びつく事業か。	5・4・3・2・1	
実現可能性	事業計画・スケジュールが実現可能であるか。	5・4・3・2・1	
	活動に見合った経費の見積となっているか。	5・4・3・2・1	
プレゼンテーション	事業に対する思い・熱意が伝わったか。	5・4・3・2・1	
評価点合計	/ 45点		
この事業に対する意見・感想			

□評価項目の内容を非常に高いレベルで満たしている＝5点・評価項目の内容を高いレベルで満たしている＝4点・評価項目の内容を満たしている＝3点・評価項目の内容にやや不十分な点がある＝2点 評価項目の内容を明らかに満たしていない＝1点